

## 参考資料



## 参考資料

## 1 高浜市都市計画マスタープラン策定の経緯

	月 日	会 議 等	内 容
令和2年度	6月24日	策定部会 (第1回)	都市の現状整理
	10月28日	策定部会 (第2回)	将来フレーム・将来像の検討
	11月20日	策定委員会 (第1回)	課題・将来フレーム・将来像の協議
	1月22日	策定部会 (第3回)	全体構想の検討
	3月19日	策定委員会 (第2回)	全体構想の協議
令和3年度	8月16日	策定部会 (第4回)	地域別構想の検討
	8月31日	策定委員会 (第3回)	地域別構想の協議
	11月9日 ～25日	まちづくり協議会説明	都市計画マスタープラン案の報告 ・11月9日 吉浜まちづくり協議会 ・11月10日 南部まちづくり協議会 ・11月11日 高浜まちづくり協議会 ・11月17日 高取まちづくり協議会 ・11月25日 翼まちづくり協議会
	12月1日 ～27日	意見募集	パブリックコメントの実施 ・意見件数：8件（人数3名）
	1月21日	策定部会 (第5回)	都市計画マスタープラン最終案の検討
	2月4日	策定委員会 (第4回)	都市計画マスタープラン最終案の協議
	2月15日	土地利用審議会	都市計画マスタープラン最終案の審議
	2月18日	都市計画審議会	都市計画マスタープランの審議

## 2 用語解説

<b>【あ】行</b>	
ウォーキング トレイル	豊かな景観・自然、歴史的物事、文化施設などをつなぎ、うるおいが実感できる質の高い歩行者空間のネットワーク。
<b>【か】行</b>	
既存ストック	既に整備済みの都市施設（道路、公園等）など。
可住地面積	道路や河川などを除いた、人が住むことのできる土地の面積。
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上の支障となる、幅員が狭い道路。
協働	複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。駅前広場やバスターミナルなど。
コミュニティ	地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域およびその人々の集団。
<b>【さ】行</b>	
市街化区域	都市計画区域内において、既に市街地を形成している区域および、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域。
人口集中地区	国勢調査において、人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる統計地区。 またはDID（Densely Inhabited District の略）という。
親水空間	水や川に触れることで親しみを深めることができる場所。
スプロール	都市が急速に発展し、都心部から周辺へと、市街地開発が無秩序・無計画に広がること。
製造品出荷額等	製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計。
<b>【た】行</b>	
地区計画制度	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方などについて、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの制度。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能。
都市基盤整備	道路、上下水道、学校、公園などの、市民の生活や産業活動を支える施設を整備すること。
都市計画道路	都市計画法に基づき計画された道路。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行うことで、健全な市街地形成を目的とする事業。減歩と換地の制度により、道路や公園などの公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。

<b>【は】行</b>	
ボートパーク	主に小型モーターボートを対象とした、必要最小限の施設や機能を備えた簡易な係留・保管施設。
<b>【ま】行</b>	
密集市街地	老朽化した木造住宅等の建築物が密集していて、かつ避難道路や避難公園、緑地などの防災機能が十分に確保されていない市街地。
<b>【ら】行</b>	
ライフサイクルコスト	構造物などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

